

議案第258号

学校事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、学校事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

学校事故による損害賠償額の決定について

学校事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
	円 673,706
	382,998

2 事件の概要

令和7年7月16日午前11時30分頃、市立野間中学校のプールサイドに設置されていたテントが固定されていなかったため、当該テントが強風により飛ばされ、同校の敷地内に駐車していた相手方■■■■氏所有の普通乗用自動車及び相手方■■■■氏所有の軽乗用自動車に接触し、それぞれの車両を破損させ、損害を与えたものである。